

第 105 期 定 時 株 主 総 会 資 料

(招集ご通知への記載を省略した事項)

- ① 事業報告
- ② 計算書類
- ③ 連結計算書類
- ④ 監査報告書

〔 2022 年 4 月 1 日から
2023 年 3 月 31 日まで 〕



上記事項につきましては、法令及び当行定款第 16 条の規定に基づき、
書面交付請求をいただいた株主様を除き、
招集ご通知への記載を省略しております

第105期事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容、金融経済環境

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務、社債受託及び登録業務等を行い、お客さまの多様なニーズにより一層応えていくため、経営資源の合理化・効率化の実現に取り組んでおります。

当期におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大や半導体不足によるサプライチェーンの混乱、欧米経済のインフレ加速に伴う政策金利の引き上げ、円安の進行による物価の上昇などの影響を受け、大きく変動いたしました。

愛知県を中心とする当地域の経済においては、ウィズコロナの下における供給面での制約等の影響がみられるものの、緩やかに持ち直しつつあります。

今後につきましては、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行することによる経済活動正常化への期待が高まる一方、消費者物価の上昇や、海外景気の下振れが国内の幅広い業種の業況に影響を与える懸念もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

事業の経過及び成果

このような経済環境の中、当行では第21次中期経営計画「未来創造業への進化」を掲げ、各種施策を実施してまいりました。

その結果、預金は期末残高4兆2,902億円（対前期末比+2,542億円）、貸出金は期末残高3兆6,324億円（対前期末比+2,903億円）となりました。収益面は、貸出金利息および役務取引等収益が増加する一方、米国の政策金利上昇による資金調達費用の増加や国債等債券売却損の計上により、経常利益は107億3百万円、当期純利益は82億63百万円を計上いたしました。

なお、自己資本比率につきましては、11.70%（国際統一基準）となり、十分な水準を維持しております。



<脱炭素化、持続可能な社会の実現に貢献する取り組み>

2022年8月に営業用車両にトヨタ自動車株式会社の超小型BEV（電気自動車）「C+pod（シーポッド）」を100台導入することを公表いたしました。また、2023年3月には、お客さまからお預け入れいただいた資金を原資として、太陽光・風力発電等の再生エネルギー分野を対象とし環境改善に資する事業向けの投融資に充当する「グリーン預金」の取り扱いを開始する等、今後も気候変動を含む地球環境問題への対応を強化し、サステナブルな未来を創造してまいります。

<従業員エンゲージメントの向上に資する取り組み>

2022年6月に健康経営の推進活動を強化する社内横断的な組織である「健康経営推進室」を設置いたしました。2023年1月には女性の活躍推進及び女性視点を活かした施策の提言に加え、様々な立場の従業員の視点を組み入れたダイバーシティ&インクルージョンを推進するためのワーキンググループ「チームひまわりPlus+」を設置するなど、行内の体制整備を進めた結果、2023年3月に健康経営優良法人2023「ホワイト500」の認定を受けました。今後も当行の健康経営をより一層推進するとともに、健康経営セミナーの開催や健康経営伴走支援コンサルティングに取り組んでまいります。



2023
健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500

<DX（デジタルトランスフォーメーション）に向けた取り組み>

2022年10月に銀行サービスのDX化、業務・事務のDX化、及びお客さまのDX化支援に向けた取り組みを加速させるため、経営企画部内に「DX推進室」を設置いたしました。2023年3月には経済産業省が定める「DX認定事業者」に認定されました。今後も当行のDX化に加え、連結子会社の株式会社ナイスと連携し、地域のお客さまのDX化支援に尽力してまいります。

<静岡・名古屋アライアンス>

2022年4月に、静岡銀行との包括業務提携「静岡・名古屋アライアンス」を締結いたしました。本提携においては、両行の経営の独立性及び固有の企業ブランド・顧客基盤を維持したうえで、シナジー効果を発揮し、スピード感を持った提携効果実現を目指しております。



静岡・名古屋
アライアンス

Shizuoka・Nagoya Alliance

具体的には、2022年7月に「サイバーセキュリティセミナー」、2022年8月に「EV化対応部品・構造解説Webセミナー」等お客さまの関心が高い分野の情報提供を行いました。2023年1月には、「モビリティマーケット by KINTO」に商品を提供するサプライヤー企業を募集する逆見本市形式の商談会「静岡・名古屋アライアンスジョイント」を共同開催いたしました。

資産形成分野においては、2022年11月より、お客さまの豊かな人生設計の実現を金融面から支援するため、新たに共同開発した変額保険商品「つみたて果実」の取り扱いを開始いたしました。

更に、収益面においては、両行合計・5年間の累計で100億円の目標に対し、1年目の実績は両行合計11億円の提携効果を実現しており、順調に進捗しております。

当行の対処すべき課題

少子高齢化の進行、人口の減少による中長期的な社会構造の変化や、各種フィンテック企業によるキャッシュレス社会の進展に加え、お客さまの価値観やニーズが多様化するなど、これまで以上に変化への対応力が必要とされております。

このような状況の中、当行は、2030年度までの8年間を期間とした第22次経営計画「未来創造業の真価の発揮」を策定し、「未来創造業」を「パーパス（存在意義）」と決めました。

当経営計画では、①サステナビリティ、②人的資本戦略、③DX戦略の3つの戦略を着実に実践していくことで、2030年ビジョンである「お客さまとともに成長する地域No.1金融グループ」の達成を目指してまいります。

当行は、創業以来不変である社是「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを愚直に実行いたします。企業の社会的責任の履行や、コンプライアンスの徹底はもちろん、地域金融機関としての責務を全役職員が自覚しつつ、常にお客さま目線で価値判断をし、今後もお客さまとともに成長し発展していきたいと考えております。

皆さまにおかれましては、一段と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位 百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	3,516,891	3,949,682	4,036,006	4,290,255
定期性預金	1,078,291	1,076,139	1,039,976	1,114,103
その他	2,438,599	2,873,543	2,996,030	3,176,151
貸 出 金	2,821,918	3,170,614	3,342,103	3,632,448
個人向け	830,084	878,941	933,197	1,005,907
中小企業向け	1,512,545	1,804,897	1,907,735	2,114,279
その他	479,288	486,775	501,170	512,261
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	754,049	744,998	828,483	880,594
国 債	38,124	92,779	115,961	118,264
その他	715,924	652,218	712,521	762,330
総 資 産	3,893,715	4,869,447	5,115,430	5,054,774
内 国 為 替 取 扱 高	16,003,084	15,550,797	18,431,631	19,743,133
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,458	百万ドル 1,902	百万ドル 1,675	百万ドル 2,947
経 常 利 益	6,070	9,144	15,189	10,703
当 期 純 利 益	4,807	10,597	11,139	8,263
1株当たりの当期純利益	円 銭 256.36	円 銭 585.13	円 銭 621.13	円 銭 477.40

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,850人
平均年齢	41年3月
平均勤続年数	17年8月
平均給与月額	434千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
愛知 県	107	(1)
岐 阜 県	2	(0)
静 岡 県	2	(0)
大 阪 府	1	(0)
東 京 都	1	(0)
国 内 計	113	(1)
ア ジ ア	1	(0)
海 外 計	1	(0)
合 計	114	(1)

- (注) 1. 愛知県の営業所数にはエイティエム支店（1か店）、インターネット支店（1か店）を含んでおります。
2. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当年度末
海外駐在員事務所	1か所
店舗外現金自動設備	76か所

- 当年度新設営業所
該当事項はございません。

(注) 当年度において以下の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。

(新設1か所)

東郷支店 パレマルシェ東郷店出張所

(廃止3か所)

日進支店 フィール日進店出張所

豊田浄水支店 中京大学豊田学舎出張所

本店営業部 トヨタホーム栄ビル出張所

- ハ 銀行代理業者の一覧
該当事項はございません。

- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はございません。

(5) 設備投資の状況

当年度に実施した設備投資は次のとおりです。

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,509
---------------	-------

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額
店 舗 新 築 ・ 増 改 築 等	679
店 舗 用 地 等 購 入	166
ソ フ ト ウ ェ ア	187
事 務 機 械	475

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 以下の店舗を新築・移転しております。

支店名	所 在 地	移 転 日
東 郷 支 店	愛知郡東郷町大字春木字東岡ノ上1433番地	2022年7月4日
東京支店・東京事務所	東京都中央区八重洲二丁目2番1号 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー7階	2022年9月26日
平 田 町 支 店	名古屋市東区徳川一丁目17番35号 (所在地の変更はありません)	2022年10月11日

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況
該当事項はございません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
名古屋ビジネスサービス株式会社	名古屋市中区	現金等の整理・精査業務事務集中業務	百万円 10	% 100.00	—
株式会社名古屋リース	名古屋市中区	総合ファイナンスリース業	60	100.00	—
株式会社名古屋カード	名古屋市中区	クレジットカード業 保証業務	50	100.00	—
株式会社名古屋エム・シーカード	名古屋市中区	クレジットカード業 保証業務	30	100.00	—
株式会社名古屋キャピタルパートナーズ	名古屋市中区	投資事業有限責任組合の組成・管理業務	50	100.00	—
株式会社ナイス	名古屋市中区	I C T 事業	30	100.00	—

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当行に連結される会社は上記の6社であり、当期の連結経常収益は797億65百万円、連結経常利益は114億95百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は83億77百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、十六銀行・百五銀行及び愛知銀行と、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っており、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、中京銀行とも現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
2. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称SCS)を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合141組合(全信組連を含む)、系統農協・信漁連593(農林中金、信連を含む)、労働金庫14金庫(労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
4. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称SDS)を行っております。
5. ゆうちょ銀行及びイオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. イーネット、セブン銀行及びローソン銀行との提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
7. 株式会社静岡銀行との間で、「包括業務提携契約」(静岡・名古屋アライアンス)を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

当行は、2022年4月4日付で、東京証券取引所における新市場区分である「プライム市場」へ移行いたしました。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

① 取締役の状況

2023年3月31日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
藤原 一郎	取締役頭取（代表取締役） 内部監査部 担当		
南出 政雄	常務取締役（代表取締役） 経営企画部、人材開発部、 事業支援部、金融投資部、 東京事務所 担当	名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役 株式会社ナイス 取締役	
服部 悟	常務取締役 業務部、内部統制部 担当	名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役社長	
山本 克俊	常務取締役 営業本部長	株式会社名古屋リース 取締役 株式会社名古屋カード 取締役 株式会社名古屋エム・シーカード 取締役	
近藤 和	取締役 金融投資部長	株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 取締役社長	
水野 秀樹	取締役 経営企画部長	株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 取締役	
吉富 文秀	取締役 営業企画部長	株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 取締役	
松原 武久	取締役（社外取締役）	東名古屋カントリークラブ 理事長 東海学園大学 学長	
宗方 比佐子	取締役（社外取締役）	金城学院大学 名誉教授 宗方比佐子キャリア心理学ラボ 代表	
岡 智明	取締役（常勤監査等委員）	株式会社名古屋リース 監査役 株式会社名古屋カード 監査役 名古屋ビジネスサービス株式会社 監査役 株式会社名古屋エム・シーカード 監査役 株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 監査役 株式会社ナイス 監査役	
長谷川 信義	取締役（監査等委員）（社外取締役）	公益財団法人愛知大学教育研究支援財団 非常勤理事	
近藤 堯夫	取締役（監査等委員）（社外取締役）	近藤堯夫法律事務所 弁護士	
阪口 正敏	取締役（監査等委員）（社外取締役）	中部電力株式会社 特別嘱託 原子力発電環境整備機構 副理事長	

(注) 1. 当行は、社外取締役の松原武久氏、宗方比佐子氏及び社外取締役（監査等委員）の長谷川信義氏、近藤堯夫氏、阪口正敏氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。

- 取締役（監査等委員）長谷川信義氏は、愛知県信用保証協会において理事長等を務めた経験より、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 取締役松原武久氏は、東海学園大学の学長でありましたが、2023年3月31日付で退任いたしました。
- 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役（監査等委員）岡智明氏を常勤の監査等委員として選定しております。

②当事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位
加藤 千麿	2023年2月25日	逝 去	取 締 役 会 長
横田 真一	2022年6月24日	任 期 満 了	常務取締役（代表取締役）
鈴木 健司	2022年6月24日	任 期 満 了	取 締 役
稲垣 誠司	2022年6月24日	任 期 満 了	取 締 役
吉橋 満	2022年6月24日	任 期 満 了	取 締 役
杉田 尚人	2022年6月24日	任 期 満 了	取締役（常勤監査等委員）

(2) 会社役員に対する報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位 百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等	報 酬 等	
			基 本 報 酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く）	14名	168 (25)	151 (25)	17
取締役（監査等委員）	5名	32 (—)	32 (—)	—
合 計	19名	201 (25)	183 (25)	17

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員を除く）5名、及び取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

3. 使用人兼務取締役の使用人分（7名）の報酬等の額は58百万円（15百万円）で、上記一覧表の「報酬等」の額には含まれておりません。
4. 上記の括弧内書には、役員賞与金を記載しています。
5. 「報酬等」には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額25百万円（取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）7名に対し25百万円）、譲渡制限付株式報酬に基づく費用計上額17百万円（取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）8名に対し17百万円）が含まれております。
6. 2022年6月24日開催の第104期定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式を割当てることに係る移行措置として、既に付与済みのストックオプションとしての新株予約権のうち未行使のものを権利放棄する代わりに、同数の譲渡制限付株式を割当て、2022年度に限り、金銭報酬及び譲渡制限付株式報酬とは別枠として、かかる割当てを行うための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額200百万円以内として設定することを決議いただいております。なお、上表の金銭報酬等には、当該移行措置として割当てた譲渡制限付株式報酬（32,960株）に相当する報酬額102百万円は含まれておりません。

②業績連動報酬等に関する事項
業績連動報酬等の定めはございません。

③非金銭報酬等の内容

【譲渡制限付株式報酬】

当行は、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対し、当行の取締役を退任する日までの譲渡制限期間が設定された当行普通株式を付与しております。これは、取締役が当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的としたものであり、年間の報酬の総額は70百万円以内かつ4万株以内であります。

当該株式報酬の交付状況は、「4.（4）当事業年度中に当行役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりであります。

④取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会において、年額270百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内。ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は11名（うち社外取締役2名）です。また、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬は、2022年6月24日開催の第104期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬額とは別枠で年額70百万円以内かつ4万株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の員数は8名です。

取締役（監査等委員）の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。

⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ.取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定方針の決定の方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定方針（以下、「決定方針」という。）を指名報酬委員会が策定し、その内容を尊重して2022年5月11日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

□. 決定方針の内容の概要

1. 基本方針

当行の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、役員賞与、譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役についてはその職務に鑑み、基本報酬のみとする。地域社会の繁栄に奉仕する地域金融機関として短期的な利益偏重になることなく、経営理念の継続的な浸透を通じて、持続的な成長を図ることが重要と考え、一時的な利益変動に連動させる報酬体系とはしない。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。役員賞与を支給する場合は、役位、職責、当行の業績や経済・社会情勢等を踏まえたうえで適正性を重視しつつ決定し、事業年度終了後一定の時期に支給するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬制度により譲渡制限付株式を各事業年度につき1回、一定の時期に割り当てるものとし、割当株式数は役位別に決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬の月額の前200%前後を一律で非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬の個別の割当株式数の算定に用いる基準額とする。業績連動報酬等は支給しない。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会決議により決定された報酬総額の範囲内で、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会がその具体的内容を決定する。その内容は、各取締役の基本報酬および賞与の額、譲渡制限付株式報酬の個別の割当株式数の算定に用いる基準額とする。なお、譲渡制限付株式報酬は、指名報酬委員会が決定した基準額に基づき、取締役会で取締役個人別の割当株式個数を決議する。

ハ. 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役を委員長とする指名報酬委員会が内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当行は、2018年8月22日開催の取締役会にて指名報酬委員会に取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の決定権限を委任する旨の決議をしております。この権限を委任した理由は、過半数が社外取締役に構成される指名報酬委員会に委任することで、報酬等の決定プロセスの透明性を確保するためであります。指名報酬委員会は業績や経済・社会情勢等を踏まえた上で適正性を重視しつつ、株主総会において決議した範囲内で「役員報酬規程」に基づき、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等を決定後、取締役会に報告しております。なお、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬については、指名報酬委員会が決定した基準額に基づき、取締役会で取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の個人別の割当株式個数を決議しております。当該報酬額等を決定した日における指名報酬委員会の構成は次のとおりです。

氏名	地位及び担当
松原 武久	社外取締役
宗方 比佐子	社外取締役
長谷川 信義	社外取締役（監査等委員）
近藤 堯夫	社外取締役（監査等委員）
阪口 正敏	社外取締役（監査等委員）
加藤 千麿	取締役会長
藤原 一朗	取締役頭取（内部監査部担当）
南出 政雄	常務取締役（経営企画部・人材開発部・事業支援部・金融投資部・東京事務所担当）

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
社外取締役 松原 武久	会社法第423条第1項の賠償責任について、その任務を怠ったことにより当行に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。
社外取締役 宗方 比佐子	
取締役（常勤監査等委員） 岡 智明	
社外取締役（監査等委員） 長谷川 信義	
社外取締役（監査等委員） 近藤 堯夫	
社外取締役（監査等委員） 阪口 正敏	

(4) 補償契約

該当事項はございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行の取締役	被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補する。すべての被保険者について、その保険料を全額当行が負担する。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
社外取締役 松原 武久	東名古屋カントリークラブ 理事長 東海学園大学 学長
社外取締役 宗方 比佐子	金城学院大学 名誉教授 宗方比佐子キャリア心理学ラボ 代表
社外取締役（監査等委員） 長谷川 信義	公益財団法人愛知大学教育研究支援財団 非常勤理事
社外取締役（監査等委員） 近藤 堯夫	近藤堯夫法律事務所 弁護士
社外取締役（監査等委員） 阪口 正敏	中部電力株式会社 特別嘱託 原子力発電環境整備機構 副理事長

- (注) 1. 社外役員が兼職している他の法人等と当行との間には、特別な関係はありません。
2. 中部電力株式会社と当行との間には、通常の銀行取引があります。
3. 取締役松原武久氏は東海学園大学の学長でありましたが、2023年3月31日付で退任いたしました。

(2) 社外役員的主要活動状況

氏 名		在任期間	取締役会・監査等委員会への出席状況	取締役会・監査等委員会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	松原 武久	7年	取締役会18回開催 内18回出席	長年地方行政等に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。
社外取締役	宗方 比佐子	3年	取締役会18回開催 内17回出席	大学教授等の豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	長谷川 信義	7年	取締役会18回開催 内17回出席 監査等委員会14回開催 内14回出席	長年地方行政等に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査等委員会において適切な助言・提言を行っており、特に、財務・会計に関する知見を活かし、当行の監査機能強化に寄与しております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会・監査等委員会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・監査法人・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	近藤 堯夫	7年	取締役会18回開催 内18回出席 監査等委員会14回開催 内14回出席	法曹界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査等委員会において適切な助言・提言を行っており、特に企業法務やコンプライアンスの観点から当行のガバナンス体制強化に寄与しております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会・監査等委員会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・監査法人・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	阪口 正敏	4年	取締役会18回開催 内15回出席 監査等委員会14回開催 内12回出席	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査等委員会において適切な助言・提言を行っており、当行の経営全般の監督機能強化に寄与しております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会・監査等委員会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・監査法人・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。

(注) 在任期間は、本総会終結の時点の年数を表示しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位 百万円)

区 分	支 給 人 数	銀 行 からの 報 酬 等
報 酬 等 の 合 計	5名	25

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数

発行可能株式総数 50,000千株

発行済株式の総数 17,355千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 16,349名

(3) 大 株 主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,272	7.36
日本生命保険相互会社	726	4.20
明治安田生命保険相互会社	726	4.20
名 銀 み の り 会	692	4.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	584	3.38
住友生命保険相互会社	516	2.98
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	424	2.45
株式会社みずほ銀行	421	2.44
三井住友海上火災保険株式会社	409	2.37
株式会社十六銀行	407	2.35

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式 (79千株) を控除した発行済株式の総数 (17,275千株) により算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 当事業年度中に当行役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の交付を受けた者の人数	株式の種類及び数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	8人	当行普通株式40,681株
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 1. 上記株式の数には、株式報酬型ストックオプション制度からの移行措置として2022年7月22日付で付与した譲渡制限付株式32,960株が含まれております。

2. 当行の株式報酬の内容につきましては、「2（2）会社役員に対する報酬等」に記載しております。

3. 上記は、退任した役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

イ 自己株式の取得

当行は、資本効率の向上を通じて、株主還元の充実を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2022年5月11日開催の取締役会決議により、2022年5月12日～2022年6月15日（約定ベース）の期間に以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類	当行普通株式
取得した株式の総数	300千株
取得価額の総額	907百万円

ロ 自己株式の消却

当行は、会社法第178条の規定に基づき、2022年5月11日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類	当行普通株式
消却した株式の総数	300千株
自己株式消却額	872百万円

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 中村哲也 指定有限責任社員 膳亀聡	61	非監査業務 CRS・FATCAへの対応支援業務

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人に当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
有限責任あずさ監査法人 68百万円
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて検討した結果、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
4. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できないため、上記報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はございません。

(3) 補償契約

該当事項はございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はございません。

10. 会計参与に関する事項

該当事項はございません。

11. その他

該当事項はございません。

第105期末貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	451,542	預金	4,290,255
現金	30,114	当座預金	389,842
預け金	421,427	普通預金	2,691,760
有価証券	880,594	貯蓄預金	33,425
国債	118,264	通知預金	15,334
地方債	143,858	定期預金	1,114,034
社債	225,466	定期積金	68
株式	119,050	その他の預金	45,789
その他の証券	273,954	譲渡性預金	71,850
貸出金	3,632,448	コールマネー	6,033
割引手形	20,330	債券貸借取引受入担保金	76,200
手形貸付	75,030	借用金	297,752
証書貸付	3,254,123	借入金	297,752
当座貸越	282,964	外国為替	304
外国為替	5,700	未払外国為替	304
外国他店預け	5,028	社債	20,000
買入外国為替	569	信託勘定借	1,601
取立外国為替	102	その他負債	25,654
その他資産	37,083	未払法人税等	247
前払費用	36	未払費用	1,814
未収収益	2,626	前受収益	1,215
金融派生商品	374	給付補填備金	0
金融商品等差入担保金	110	金融派生商品	1,081
その他の資産	33,936	リース債務	115
有形固定資産	35,629	資産除去債務	52
建物	8,752	その他の負債	21,126
土地	24,587	賞与引当金	1,004
リース資産	92	役員賞与引当金	25
建設仮勘定	203	退職給付引当金	3,217
その他の有形固定資産	1,993	睡眠預金払戻損失引当金	88
無形固定資産	1,981	偶発損失引当金	1,249
ソフトウェア	1,910	繰延税金負債	11,948
ソフトウェア仮勘定	12	再評価に係る繰延税金負債	2,766
その他の無形固定資産	58	支払承諾	9,937
前払年金費用	12,857	負債の部合計	4,819,890
支払承諾見返	9,937	(純資産の部)	
貸倒引当金	△ 13,002	資本金	25,090
資産の部合計	5,054,774	資本剰余金	18,645
		資本準備金	18,645
		利益剰余金	152,598
		利益準備金	8,029
		その他利益剰余金	144,568
		買換資産圧縮積立金	3,346
		別途積立金	57,720
		繰越利益剰余金	83,502
		自己株式	△ 232
		株主資本合計	196,102
		その他有価証券評価差額金	34,913
		土地再評価差額金	3,867
		評価・換算差額等合計	38,781
		純資産の部合計	234,883
		負債及び純資産の部合計	5,054,774

第105期損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	57,024
資金運用収益	37,458
貸出金利息	26,974
有価証券利息配当金	9,235
コールローン利息	153
預け金利息	778
その他の受入利息	317
信託報酬	58
役務取引等収益	13,075
受入為替手数料	2,501
その他の役務収益	10,573
その他業務収益	287
外国為替売買益	186
国債等債券売却益	98
国債等債券償還益	2
その他経常収益	6,144
償却債権取立益	10
株式等売却益	5,817
その他の経常収益	316
経常費用	46,320
資金調達費用	5,932
預金利息	921
譲渡性預金利息	32
コールマネー利息	367
債券貸借取引支払利息	1,951
借入金利息	98
社債利息	110
その他の支払利息	2,450

(単位：百万円)

科 目	金 額	
役務取引等費用	3,138	
支払為替手数料	372	
その他の役務費用	2,766	
その他業務費用	5,834	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	4,873	
国債等債券償還損	917	
国債等債券償却	23	
その他の業務費用	21	
営業経費	28,488	
その他経常費用	2,926	
貸倒引当金繰入額	1,298	
貸出金償却	10	
株式等売却損	185	
株式等償却	13	
その他の経常費用	1,417	
経常利益		10,703
特別利益		3
固定資産処分益	3	
特別損失		20
固定資産処分損	20	
税引前当期純利益		10,687
法人税、住民税及び事業税	2,074	
法人税等調整額	348	
法人税等合計		2,423
当期純利益		8,263

第105期末連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	451,935	預金	4,281,718
有価証券	876,724	譲渡性預金	71,850
貸出金	3,626,289	コールマネー及び売渡手形	6,033
外国為替	5,700	債券貸借取引受入担保金	76,200
リース債権及びリース投資資産	36,646	借入金	321,067
その他資産	51,056	外国為替	304
有形固定資産	36,976	社債	20,000
建物	8,855	信託勘定借	1,601
土地	24,616	その他負債	43,457
建設仮勘定	203	賞与引当金	1,135
その他の有形固定資産	3,301	役員賞与引当金	38
無形固定資産	2,229	退職給付に係る負債	2,899
ソフトウェア	1,952	役員退職慰労引当金	25
ソフトウェア仮勘定	211	睡眠預金払戻損失引当金	88
その他の無形固定資産	65	偶発損失引当金	1,249
退職給付に係る資産	14,098	利息返還損失引当金	27
繰延税金資産	739	繰延税金負債	12,500
支払承諾見返	9,949	再評価に係る繰延税金負債	2,766
貸倒引当金	△ 14,099	支払承諾	9,949
資産の部合計	5,098,245	負債の部合計	4,852,915
		(純資産の部)	
		資本金	25,090
		資本剰余金	21,241
		利益剰余金	159,190
		自己株式	△ 232
		株主資本合計	205,290
		その他有価証券評価差額金	34,923
		土地再評価差額金	3,867
		退職給付に係る調整累計額	1,247
		その他の包括利益累計額合計	40,038
		純資産の部合計	245,329
		負債及び純資産の部合計	5,098,245

第105期連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		79,765
資金運用収益	36,474	
貸出金利息	26,967	
有価証券利息配当金	8,258	
コールローン利息及び買入手形利息	153	
預け金利息	778	
その他の受入利息	317	
信託報酬	58	
役務取引等収益	12,903	
その他業務収益	24,200	
その他経常収益	6,128	
償却債権取立益	10	
その他の経常収益	6,118	
経常費用		68,270
資金調達費用	5,993	
預金利息	921	
譲渡性預金利息	32	
コールマネー利息及び売渡手形利息	367	
債券貸借取引支払利息	1,951	
借入金利息	170	
社債利息	110	
その他の支払利息	2,439	
役務取引等費用	2,914	
その他業務費用	25,401	
営業経費	30,918	
その他経常費用	3,043	
貸倒引当金繰入額	1,386	
その他の経常費用	1,656	
経常利益		11,495
特別利益		9
固定資産処分益	9	
特別損失		22
固定資産処分損	22	
税金等調整前当期純利益		11,482
法人税、住民税及び事業税	2,728	
法人税等調整額	376	
法人税等合計		3,104
当期純利益		8,377
親会社株主に帰属する当期純利益		8,377

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社名古屋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中村 哲也
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 膳 亀 聡

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切かどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社名古屋銀行
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 哲也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 膳 亀 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名古屋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの 第105期 事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門や内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、常勤監査等委員が全ての子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役会等に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社名古屋銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 岡 智 明 ⑩

監査等委員 長谷川 信 義 ⑩

監査等委員 近 藤 堯 夫 ⑩

監査等委員 阪 口 正 敏 ⑩

(注) 監査等委員 長谷川信義、近藤堯夫、阪口正敏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上